

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税（国保税）は、病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合い、みんなで助けあって健康を守ることを目的とした制度です。国保税は皆さんの健康を守る大切な財源となっています。

1.平成20年度国民健康保険税の改正点

- ①後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の施行に伴い、74歳以下のかたも後期高齢者医療制度の医療費などの一部を支援していただくことになり、これまでの医療分・介護分に加え、新たに後期高齢者支援分を合算して課税するため、平成20年度の国保税の算定方法、課税限度額、税率などを※1のように改正しました。
- ②後期高齢者医療制度の施行に伴い、国保税の負担が急激に増加することを避けるため、軽減判定のときに、国民健康保険（国保）から後期高齢者医療制度に移行したかたの所得および人数も含めて判定します。（5年間適用）
- ③国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保単身となるかたには、医療分と後期高齢者支援分にかかる平等割を半額にする措置がとられます。（5年間適用）
- ④被用者保険（社会保険など）から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者（65歳以上）のかたが国保の被保険者となった場合、申請により2年間、国保税が軽減されます。
- ⑤国保税の2割減額は、法改正により平成20年度から申請書の提出が不要となりました。
- ⑥公的年金等控除の見直しに伴う国保税の急増を緩和するための特別控除の措置は、平成19年度で終了しました。

※1 国民健康保険税の税率・課税限度額

区分	医療分		後期高齢者支援分 新設	介護分 (40歳～64歳)
	改正後	改正前		
所得割	6.8%	7.6%	1.7%	0.9%
資産割	22.4%	25.0%	5.4%	3.0%
均等割	22,600円	26,400円	5,400円	4,200円
平等割	29,900円	36,000円	7,200円	5,600円
課税限度額	470,000円	560,000円	120,000円	90,000円

※平成20年度の介護分の税率、課税限度額には変更はありません。

2.特別徴収と普通徴収の通知について

平成20年4月から、国保税の年金からの特別徴収が開始されました。年金から天引きされる特別徴収の対象となるかたは※2に該当するかたです。

特別徴収とならない場合は、今までどおり納税通知書で納める方法（普通徴収）となります。

- ①年金から特別徴収されるかたには「平成20年度国民健康保険税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。
- ②普通徴収のかたには「平成20年度国民健康保険税納税通知書」を郵送します。

※年度の途中から徴収方法が切り替わるかたには①と②の通知書を郵送します。

3.通知書は世帯主に届きます

国保は世帯主に納税義務があります。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していて、国保の被保険者でない場合でも、世帯に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

4.納付が困難なかたは早めにご相談を！

災害・病気などやむを得ない事情により、国保税の納付が困難なかたは、納期限の7日前までに収納課（市役所本館1階☎内線198）にご相談ください。

特別の事情もなく国保税を納めないと次のような措置がとられる場合があります

1. 督促を受けたり、延滞金が加算される場合があります。
2. 有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
3. 納期限から1年以上滞納すると、保険証を返してもらい、代わりに国保の被保険者であることを証明する「資格証明書」が交付される場合があります。このときかかった医療費はいったん全額自己負担することになります。
4. 納期限から1年6カ月以上滞納すると、国保の給付（高額療養費、出産育児一時金など）の全部または一部が差し止められる場合があります。

※2 特別徴収の対象となるかたは①から③までのすべてに該当するかたです

- ①世帯主が65歳以上で国保の被保険者となっていること
- ②世帯内の国保の被保険者のかた全員が65歳以上75歳未満であること
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと